

令和 8 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率について

1 主旨

令和 8 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率について、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、取りまとめたので報告する。

2 令和 8 年 6 月 1 日現在の区全体障害者雇用率

	令和 8 年度	(参考) 令和 7 年度
雇用障害者数	2 0 9 . 0 人 (実数 1 9 5 人)	1 9 3 . 0 人 (実数 1 7 5 人)
算定基礎となる職員数	7 4 0 9 . 0 人	7 , 3 6 0 . 5 人
雇用率(雇用障害者数／算定基礎となる職員数)	2 . 8 2 %	2 . 6 2 %
法定雇用率	2 . 8 0 %	2 . 8 0 %

3 法定雇用率（3．0％）達成に向けた取組みについて

区ではこの間、特別区統一試験を通じた事務系常勤職員の採用や、令和 6 年度に 2 3 区で初めて実施した技能系職種の常勤職員の採用など、障害者雇用の推進に積極的に取り組み、令和 8 年 6 月 1 日現在、法定雇用率 2．8％を達成している。

一方で、法定雇用率は令和 8 年 7 月 1 日から 3．0％に引き上げられており、区としては引き続き法定雇用率（3．0％）の早期充足に向けて、障害者雇用に取り組んでいく必要がある。

これまでの取組みに加え、区役所本庁舎の 2 期棟竣工により拡張予定の人事課業務集約型職場において、会計年度任用職員の採用拡充を行っていく。また、週の所定労働時間 1 0 時間以上の特定短時間の会計年度任用職員として、昨年度に新たに職域の拡大を行った児童館用務職員の採用拡充にも努め、法定雇用率の早期充足に取り組んでいく。

4 法定雇用率（3．0％）の充足に必要な雇用障害者数（令和 8 年 6 月 1 日現在）

必要な雇用障害者数	2 2 2 人 (実数※ 2 0 8 人)
充足に必要な人数	1 3 人 (実数※ 1 3 人)
充足した場合の雇用率	3 . 0 %

※障害者の雇用障害者数へのカウントについては、障害種別や任用形態等により 0．5 倍～2 倍にカウントするが、上記充足に必要な人数については、1 倍にカウントする障害者を雇用し、その職員全員が雇用率の算定に同意した場合を想定する。